

経営力強化保証制度のご案内

金融機関や「認定経営革新等支援機関」(※)の支援を受けて、自ら事業計画を策定し経営改善に取り組む中小企業を強力にサポートすべく、経営力強化保証制度が創設されました。

※中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関(税理士、税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会・商工会議所、金融機関等)です。

経営力強化保証のメリット

- 信用保証料率を減免(概ね年▲0.2%)
- 金融支援だけでなく、経営改善に向けた取組みを強力サポート!

申込人資格要件	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けて、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
保証限度額	2億8,000万円(組合等の場合は、4億8,000万円)
保証割合	申込金融機関の選択した責任共有制度の方式による
対象資金	<ul style="list-style-type: none">• 一般関係に係る保証は事業資金• 経営安定関連保証(5号)は経営の安定に必要な事業資金とし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金(注)を借り換える場合に限る• ただし、上記いずれについても事業計画の実施に必要な資金に限る (注)・新型コロナウイルス感染症関連保証に係る既往借入金 ・伴走支援型特別保証に係る既往借入金 ・保険法第12条に規定する経営安定関連保証(保険法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。))の特定中小企業者に係るものに限る。)に係る既往借入金 ・保険法第15条に規定する危機関連保証(保険法第2条第6項(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。))の特例中小企業者に係るものに限る。)に係る既往借入金 ・経営安定関連保証(5号)であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内(延長後の期間を含む。)に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金
返済方法	一括返済又は分割返済とする

保証期間	<p>運転資金 5年以内（うち返済の据置期間1年以内）</p> <p>設備資金 7年以内（うち返済の据置期間1年以内）</p> <p>※ただし、保証付きの既往借入金の借り換えの場合には10年以内</p>
信用保証料率	<p>一般保証 0.45%～1.75%</p> <p>経営安定関連保証（5号） 0.68%</p>
担保	必要に応じ
連帯保証人	必要に応じ
貸付利率	金融機関所定利率
添付書類	<p>信用保証協会所定の申込書類のほか、</p> <p>(1) 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書</p> <p>(2) 事業行動計画書（申込人が策定したもの）</p> <p>(3) 経営安定関連保証（5号）については、保険法第2条第5項第5号に規定する市町村長又は特別区長の認定書</p>
金融機関の責務及び報告	<p>(1) 原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受ける。</p> <p>(2) 金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行う。</p> <p>(3) 原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。</p> <p>(4) 中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行う。</p>

この書面は一切の信用保証・融資をお約束するものではありません。

金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます。

お問い合わせ先は、右記 QR コードを読み取ってご確認ください。

